

寄附金等取扱規程

公益財団法人日本進路指導協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第3項の規定に基づき公益財団法人日本進路指導協会(以下「法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金。
- (2) 特定寄附金 この法人が、募集に当たりあらかじめ用途を特定するもので、募集理由、募集期間、資金用途等必要な事項を対象者に事前に交付しなければならない。
- (3) 特別寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を指定した寄附金。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の用途等)

第3条 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

2 特定寄附金は、この法人が指定した用途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

3 特別寄附金は、寄附者の指定した用途に使用するものとする。

(受領の制限)

第4条 寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき。
- (2) 特別寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(受領書等の交付)

第5条 寄附金を受領したときは、受領書等を寄附者に交付するものとする。

2 前項の受領書等には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及

び受領年月日等を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。